

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
◎ 公 告	
・落札者等	情報システム課
・特定計量器定期検査の実施	計 量 検 定 所
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（5件）	経 営 支 援 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
◎ 監査委員公表	
・令和2年度普通会計定期監査（前期）及び長崎県公営企業会計定期監査の結果の公表	監 査 事 務 局

告 示

長崎県告示第665号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年10月13日

長崎県知事 中村 法道

加入区

伊奈加入区

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年10月13日

長崎県知事 中村 法道

- 物品等又は特定役務の名称及び数量
テレワーク対応パソコンの賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和2年9月18日

- 5 落札者
長崎県長崎市田中町585番地 5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹
- 6 落札価格
103,740,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和2年8月7日
- 8 落札方式
最低価格

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年10月13日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

諫早市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	小長井地区	諫早市役所小長井支所	11月4日	13時から15時まで
同 上	高来地区	諫早市役所高来支所	11月5日	11時から12時まで 13時から15時まで
同 上	飯盛地域田結地区	諫早市役所飯盛支所田結出張所	11月6日	10時30分から11時30分まで
	飯盛地域江の浦地区	諫早市役所飯盛支所		13時から15時まで
同 上	多良見地域大草・伊木力地区	伊木力出張所多目的研修館	11月10日	10時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	多良見地域喜々津地区	諫早市役所多良見支所	11月11日	10時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	本野地区	諫早市役所本野出張所	11月13日	11時から11時30分まで
	西諫早・真津山地区	西諫早公民館展示ホール		13時から16時まで
同 上	小栗・中央地区	武道館（諫早市体育館下）	11月16日	10時30分から12時まで 13時から15時30分まで
			11月17日	10時30分から12時まで 13時から15時30分まで
			11月18日	10時30分から12時まで 13時から15時30分まで
同 上	小野地区	小野ふれあい会館	11月24日	10時30分から12時まで
	森山地区	諫早市役所森山支所		13時30分から14時30分まで
同 上	長田地区	みのり会館玄関ホール	11月25日	10時30分から11時30分まで
	有喜地区	橘湾中央漁業協同組合		13時から15時まで
同 上	諫早市全地区	武道館（諫早市体育館下）	11月30日	10時30分から12時まで 13時から14時まで

所 在 場 所 検 査	計量器の所在の場所	11月 1 日から 12月25日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から16時まで
----------------	-----------	---	--------------------------

- 2 検査の対象となる特定計量器
取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関
指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 2 年10月13日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
みらい長崎ココウォーク
長崎県長崎市茂里町 1 番55号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から 1 月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 2 年10月13日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎
長崎県長崎市尾上町 1 番 1 号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年10月13日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

チトセピア

長崎県長崎市千歳町5番1号外

2 届出の概要

大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年10月13日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン東長崎ショッピングセンター

長崎県長崎市田中町1027番8外

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 2 年10月13日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン夢彩都
長崎県長崎市元船町14番49外
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から 1 月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和 2 年10月13日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷238番地
橋口 直正
長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷483番地
増田 克郎
 - (2) 加入区
若松町中央加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
若松町中央漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34
若松町中央漁業協同組合

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年10月13日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和 仁
同	浅	田	ますみ
同	ご	う	まなみ

令和 2 年度普通会計定期監査結果（前期）

第 1 監査の概要

1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第 4 項の規定による令和 2 年度前期における普通会計の定期監査を、長崎県監査基準に準拠し、令和 2 年 5 月12日から 9 月10日までの期間において、本庁及び地方機関の合計119箇所を実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

	本 庁					地方機関	合 計
	知事部局	各種委員会等	教育庁	警察本部	計		
監 査 対象機関	92	5	11	1	109	129	238
今回監査 実施機関	92	5	11	1	109	10	119

2 監査対象期間

原則として令和元年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和 2 年度についても監査日までを対象期間とした。

3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどの観点から実施した。

4 基本事項

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理を適切に行い、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 委託業務の実績及び履行の確認が徹底されているか。
- ② 予定価格の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果が有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工が、法令等に準拠しているか。適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続き、契約方法、支出に関する事務処理は適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の書面や現地での履行確認は、必要に応じ適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 適切な物品の調達・管理が行われているか。
- ② 物品が有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産等の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。

② 公有財産は、有効に活用されているか。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、本庁及び地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のおり是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

[単位：件]

	計	収入 未済	収入	予算 執行	契約	工事	補助 金等	物品	財産 管理	その他	
指摘事項	(49) 67	(9) 7	(2) 8	(3) 0	(14) 22		(4) 1	(11) 13	(6) 12		4
指導事項	(131) 150	(10) 13	(10) 7	(8) 4	(35) 60	(2) 0	(9) 9	(43) 37	(11) 16	(3) 4	
意 見	(3) 2	(1) 0			1			(2) 1			
合 計	(183) 219	(20) 20	(12) 15	(11) 4	(49) 83	(2) 0	(13) 10	(56) 51	(17) 28	(3) 8	

() は令和元年度前期監査結果件数

今回は、特に「契約」に関して委託業務の予定額（設計額）の積算や履行状況などに留意して監査した結果、「契約」が34件増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意 見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について

令和元年度末における収入未済額は、30億3千万円で平成30年度末より1億4百万円減少している。

これは、主に、県税が7千9百万円、諸収入が3千1百万円減少しているためである。

未収金の中に、回収困難となっている債権が多く見受けられるが、債権回収にあたっては初動の対応が重要であるので、まずは所管課において適正な債権管理と効果的な徴収対策を講じることが必要である。

今年度、債権管理室が設置され、税以外の一定の要件を満たす債権について移管されることとなったが、同室に引き継ぐ場合にあっては、案件について現状や課題等を十分に整理したうえで、連携して取り組む必要があると認められる。

(2) 収入について

使用料の算定を誤っている事例、改正前の手数料額を誤って適用したため徴収額が不足している事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 契約について

業務委託において実績確認や精算確認が不十分である事例、大気汚染監視システムの導入時からあった通信の不具合を放置していた事例、同一の施設に係る異なる業務委託において清掃業務の一部を重複して委託している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 補助金等について

30台の機器を設置する事業において、補助目的どおりに使用されていない3台を含め額の確定を行っている事例などが認められたので、補助金等の交付や精算にあたっては、補助金等交付規則や要綱等に則り適正な事務処理を行うべきである。

(5) 物品について

備品登録がなされていない事例、長期間放置され所管不明となっている事例、使用見込みのない物品等の処分検討がなされていない事例などが見られた。

そのほか、不用決定した公用車の処分手続きが適正に行われていない事例、委託業務において取得した物品の組入れ手続きが行われていない事例、貸出用の撮影機器（約600万円）が有効に活用されていない事例、図書カード等が消耗品出納簿に登録されていない事例などが認められた。

物品取扱規則や各種通知等に基づき、適正な物品の調達・管理に努めるべきである。

(6) 財産の管理について

山小屋、浮桟橋及び橋梁桁下点検車等の点検業務委託において以前から不具合や異常が報告されているにもかかわらず対応がなされず、安全性の点から問題のある事例や、必要な使用許可の手続きがとられていない事例などが認められた。

公有財産取扱規則や各種通知等の周知徹底を図るとともに、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

(7) その他

撤去・回収してきた自転車などが県有地に大量に長期間放置されている事例などが認められたので、適正な対応を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 危機管理監

(1) 財産の管理

執務室内における長崎県消防学校学友会の占有場所について、使用許可の手続きがとられていない。
[消防学校]

2 総務部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（県税及び加算金等）
[長崎振興局税務部]

(2) 契約

長崎県の「しま」認知度アンケート調査業務委託において、大幅な値引き後の参考見積額に基づいて予定価格の積算を行っている。
[広報課]

(3) 物品

① パソコン等のリース期間中において、借入品の登記が行われておらず、またリース終了後の買取にあたり、物品登記がされていない物があり、物品管理が適切に行われていない。 [情報システム課]

② 消耗品出納簿に、副賞として購入した図書カードが登記されていない。 [県北振興局税務部納税課]

(4) 財産の管理

公共用地の未利用地で利用見込みのないものについては、売却手法の多様化等の検討を行い、引き続き積極的な処分に努めること。
[管財課]

3 地域振興部

(1) 収入

事実の証明手数料に必要な手数料の徴収額が不足している。 [県北振興局管理部総務課]

(2) 契約

「ながさき移住ナビ」改修業務委託の変更契約において、予定額が100万円を超える場合に作成すべき予定価格調書が作成されていない。 [地域づくり推進課]

(3) 物品

① 使用見込みのない物品や管理簿に登録されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。 [長崎振興局管理部総務課]

② 物品について、所管不明等により長期間放置されており、適切に管理されていない。

[島原振興局管理部]

③ 公用車の廃車処理において売却処分を予定していたところ、別の職員が口頭により車体の譲与契約を締結したため、本来得られたはずであった売却収入が得られていない。 [島原振興局管理部総務課]

④ 物品について、備品登録がなされていないものや長期間放置、所管不明のものなどがあり、適切に管理されていない。 [県北振興局管理部]

4 文化観光国際部

(1) 契約

① 第64回長崎県美術展覧会移動展開催業務委託において、委託契約以外の支出についても委託料に含めて精算を行っている。 [文化振興課]

② 企画提案方式による県産品愛用テレビスポット放送契約の予定価格調書に、予定額を記載すべきところ、誤って企画提案に係る予算額（上限額）を記載している。 [物産ブランド推進課]

(2) 物品

長崎歴史文化博物館常設展示室展示設備調整業務において、設置した機器の物品組入れが行われていない。また、機器の入れ替えに伴い、既存の機器も物品登記がされないまま撤去・廃棄されている。

[文化振興課]

5 県民生活環境部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（公益目的取得財産残額）

[生活衛生課]

(2) 契約

大気汚染監視テレメータシステムの導入時から通信の不具合のため保健所のデータ処理端末の活用ができないにもかかわらず対処をしておらず、さらに不具合があるままデータ処理端末OSアップグレードを行い、その後も通信の不具合を放置していた。 [地域環境課]

(3) 財産の管理

金泉寺山小屋建築物定期点検業務委託によって、以前から異常が報告されているものの、対策が行われておらず、また修繕計画の検討も行われていない。 [自然環境課]

6 福祉保健部

(1) 収入

① 事実の証明手数料に必要な手数料の徴収が不足している。 [福祉保健課]

② 事実の証明手数料に必要な手数料の徴収が不足している。
また、証紙収入実績簿が作成されていないものがある。 [原爆被爆者援護課]

(2) 契約

① 長崎県民生委員児童委員研修事業委託において、実施要領で支出が認められていない支出があるにもかかわらず、精算を行っている。 [福祉保健課]

② 長崎県未経験者の参入促進事業（介護助手導入モデル事業）の委託において、精算額の確認が不十分となっている。

また、必要と認められない経費が含まれている。 [長寿社会課]

③ 援護システム機器の賃借及び保守において、予算額をそのまま予定額としているが、参考見積書を徴するなどして予定額を積算すべきである。 [原爆被爆者援護課]

④ 合併処理浄化槽の保守点検において、業務の一部が実施されていないにもかかわらず委託料の支払を行っている。 [県北振興局保健部]

(3) 物品

① Nタスカード1枚が消耗品出納簿に登録されていない。
また、スマートカード1枚において使用実績等が記載されていない箇所がある。 [福祉保健課]

- ② 消耗品出納簿に、副賞として購入した図書カードが登記されていない。 [障害福祉課]
- ③ 消耗品出納簿に登記されていない劇物がある。 [長崎振興局保健部衛生環境課]
- ④ 物品について、所管不明等により長期間放置されており、適切に管理されていない。

[島原振興局保健部]

- ⑤ 物品について、備品登録がなされていないものや長期間放置、所管不明のものなどがあり、適切に管理されていない。 [県北振興局保健部]

(4) その他

- ① 災害救助備蓄物資が浸水想定区域内に置かれている場所がある。
また、物資の保管状態が不適切なものや備蓄数が不足しているものがある。
なお、部外者が立入可能な倉庫に保管されていることから、厳重な管理が必要である。 [福祉保健課]
- ② 毒物劇物農薬用品目販売業登録の更新申請で、毒物劇物取扱責任者が退職して不在であるのにもかかわらず、十分な確認を行わないまま更新を認めている。 [県北振興局保健部衛生環境課]

7 こども政策局

(1) 収入未済

収入未済について、より実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。(長崎県私立学校教育振興費補助金) [こども未来課]

(2) 契約

長崎県里親育成支援事業業務委託において、増額の変更契約の際、契約保証金の増額を行っていない。 [こども家庭課]

8 産業労働部

(1) 補助金等

長崎県地域拠点商店街支援事業補助金において、直接必要な経費か不明のまま、額の確定を行っている。 [経営支援課]

(2) 物品

- ① 用品庫に使用不能の老朽化した物品が長年置かれたままになっている。 [窯業技術センター]
- ② センターが生産した陶磁器等や共同研究で作成された陶磁器の中に適切に管理されていないものがある。 [窯業技術センター]

9 水産部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。
(一般会計…沈没船引上げ等費用等) [長崎港湾漁港事務所港営課]

(2) 収入

- ① 特許権実施料の徴収に当り、実施料率の適用を誤っている。 [漁政課]
- ② 公文書の写しの交付手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。 [漁業取締室]

(3) 契約

- ① 消防用設備等点検業務委託において、受信機予備電源等が不良との点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。 [水産加工流通課]
- ② 公有水面埋立管理システム元号改修および移設業務委託他 1 件において、仕様書が作成されていない。 [漁港漁場課]
- ③ 平漁港海岸漂着物運搬及び処分業務委託において、産業廃棄物処分業の許可を有しない業者に委託している。 [県北振興局建設部建設管理課]

(4) 物品

- ① 使用見込みのない物品や管理簿に登記されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。 [長崎振興局県央水産業普及指導センター]
- ② 物品について、備品登録がなされていないものや長期間放置、所管不明のものなどがあり、適切に管理されていない。 [県北振興局商工水産部]

(5) 財産の管理

- ① 一般財団法人長崎県沿岸漁業振興基金出捐金について、公有財産台帳が作成されていない。 [漁政課]

- ② 長崎県漁業信用基金協会出資金他2件について、公有財産台帳が作成されていない。〔水産経営課〕
- 10 農林部
- (1) 収入未済
- ① 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(農業改良資金特別会計) 〔農業経営課〕
- ② 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。
(林業改善資金特別会計) 〔林政課〕
- (2) 収入
- 農業水利施設保全合理化事業の地元負担金について、地元市へ請求すべきところを土地改良区に対して請求している。 〔農村整備課〕
- (3) 契約
- 東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザへの県産材供給業務委託において、指名競争入札方式を行っているが、資格を有するかを協議した名簿から選定しておらず、指名業者の選定方法が適正ではない。 〔林政課〕
- (4) 物品
- ① 公用車の廃車処理において売却処分を予定していたところ、別の職員が口頭により車体の譲与契約を締結したため、本来得られたはずであった売却収入が得られていない。
〔島原振興局農林水産部南島原地域普及課〕
- ② 物品について、所管不明等により長期間放置されており、適切に管理されていない。
〔島原振興局農林水産部〕
- (5) 財産の管理
- 農業近代化資金等出捐金について、公有財産台帳が作成されていない。 〔農業経営課〕
- 11 土木部
- (1) 収入未済
- ① 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県営住宅使用料等) 〔住宅課〕
- ② 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。
(港湾施設整備特別会計…野積場目的外使用料等) 〔長崎港湾漁港事務所港営課〕
- (2) 収入
- ① 屋外広告物申請手数料について、算定に誤りがあり、徴収額が過小となっている。
〔長崎振興局建設部管理課〕
- ② ガントリークレーンにかかる使用料の算出について、土木部長通知に基づく算出方法を適用しておらず、その理由等が不明確である。
〔長崎港湾漁港事務所港営課〕
- (3) 契約
- ① J R長崎本線連立(排水設備等保守点検業務委託)の変更契約において、工事に関する委託ではないにもかかわらず、見積書の徴収を省略し、契約変更請書により対応している。
〔長崎振興局建設部都市計画課〕
- ② 小江スケートパーク施解錠・監視及び清掃業務委託と長崎小江スケートパーク清掃業務委託で、業務が重複している。
〔長崎港湾漁港事務所港営課〕
- ③ 県営常盤駐車場(北側)自動料金精算システム保守点検業務委託及び長崎港ターミナルボーディングブリッジ保守点検業務委託において、保守のない期間がある。
〔長崎港湾漁港事務所港営課〕
- ④ 長崎港出島地区SOLASフェンス設置業務委託において、落札者の入札保証金から契約保証金への充当が遅延している。
また、増額の変更契約の際、契約保証金の増額を行っていない。 〔長崎港湾漁港事務所総務課〕
- ⑤ 漂着鯨排除業務委託において、予定価格調書が作成されていない。 〔県北振興局建設部建設管理課〕
- ⑥ 県北振興局管内道路開通式運営・会場設営業務委託において、急な変更により不要と考えられる追加費用が発生している。
〔県北振興局建設部道路建設第二課〕
- ⑦ 田平土木維持管理事務所管内道路監視業務委託で、受託した業者が従来の受託業者と同一であるにもかかわらず、引継期間の委託料を支出している。 〔県北振興局建設部田平土木維持管理事務所〕
- (4) 物品

- ① 使用見込みのない物品や管理簿に登録されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。 [長崎振興局長与都市開発事業所、神浦ダム管理事務所]
- ② 物品について、備品登録がなされていないものや長期間放置、所管不明のものなどがあり、適切に管理されていない。 [県北振興局建設部]

(5) 財産の管理

- ① 出捐金の管理について、公有財産台帳（出資による権利）が保管されていないものがある。 [住宅課]
- ② 公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。 [用地課]
- ③ 廃道敷の現況調査で不法占用の報告がされているにもかかわらず、その後適切な対応が取られていない。 [長崎振興局建設部管理課]
- ④ 池島港浮桟橋連絡橋巻上装置の操作点検業務委託において、不具合が報告されているにもかかわらず、対応が検討されていない。 [長崎港湾漁港事務所港営課]
- ⑤ 港湾水域占用許可に係る占用料について、算定の基礎となる近傍地価が毎年変動しうるにもかかわらず、当初の近傍地価で算定している。 [島原振興局建設部管理課]
- ⑥ 鷹島肥前線道路修繕工事（検査車点検業務）について、点検車の不具合が以前から報告されているにもかかわらず、修繕が実施されておらず、橋梁点検ができない部分がある。 [県北振興局建設部田平土木維持管理事務所]

(6) その他

- ① 屋外広告物更新許可において、申請書に添付する安全点検報告書で異常が認められたにもかかわらず、許可されている。 [長崎振興局建設部管理課]
- ② 県有地である嘘越の敷地及び倉庫において、自転車などの撤去物や融雪剤の空き袋などが大量に長期間放置されている状況であったり、湿気厳禁で取り扱うべき融雪剤が対策をせず倉庫に保管してある等、管理が不十分である。 [県北振興局建設部建設管理課、道路維持第一課、道路維持第二課]

12 教育庁

(1) 物品

強化練習等のため貸し出すカヌー（船舶類）について、物品取扱規則に基づく貸付の事務を行っていない。 [体育保健課]

13 県警本部

(1) 契約

B型肝炎予防ワクチン接種において、予定価格内の見積価格で決定した後、契約手続き時に異なった金額の見積書を提出させている。 [県警本部]

第4 意 見

財務事務の執行に関して、執行機関等に対し改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 業務委託等における予定額（設計額）について

業務委託等における予定額（設計額）の算定について、業者から参考見積書を徴取し、合理的な理由もなく値引き後の額を予定額としているものや、内訳の記載がなく単に一式として積算しているものなど取扱いに適正さを欠く事例が散見された。

積算書は本来県が作成すべきものであり、参考見積書に値引き額や一式の表示など内容が不明確なものが含まれる場合は、業者に具体的な内容について確認のうえ適正な作成に努めるべきである。しかし、これらの事例が見られた所管課からは、値引き後の額を予定額とすべきではないと明記された通知やマニュアル等を見たことがない旨の意見があった。

会計課においては、「適正な予定価格の設定について」の通知が出されているが、合理的な理由もなく値引きの後の参考見積額を予定額の積算において用いることが妥当でないことについてわかりやすく周知されていないことから、入札・契約事務マニュアル等に明確に記載するとともに、研修会において説明を行うなど、周知を徹底されたい。 [会計課]

(2) 物品の適正な管理について

地方機関の倉庫等における物品の管理状況を確認したところ、物品登録がなされていないものや長期間放置され所管不明なものなどがあり適切に管理されていない事例及び使用見込みのない物品について具体的な処分の検討がされていない事例などが散見された。倉庫等については、放置された物品や所管不明の

物品など死蔵されたものがないか定期的に確認し、使用不能なものは速やかに処分する必要がある。

長期間放置されている物品のうち使用可能なものについては、「物品処分事務マニュアル」（平成31年2月出納局作成）に基づき、所管課及び所管課以外の部署のみならず公共的団体等における使用可能性も考慮しながら、処分方法の検討を行う必要がある。

本庁所管課においては、使用見込みのない物品は、早期に処分方法を検討するなど適正な管理に努めるよう関係地方機関へ周知するとともに、外部団体等の使用可能性など必要な情報の収集・提供や予算の確保についても配慮されたい。

〔関係部局所管課〕

(別紙)

1 地方機関

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
長崎港湾漁港事務所	令和2年7月14日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ
長崎振興局	令和2年7月20日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ
島原振興局	令和2年7月21日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ
諫早食肉衛生検査所	令和2年7月28日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
工業技術センター	令和2年7月28日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
大村工業高等学校	令和2年7月28日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
消防学校	令和2年7月28日	砺山 和仁 ごうまなみ
窯業技術センター	令和2年7月28日	砺山 和仁 ごうまなみ
教育センター	令和2年7月28日	砺山 和仁 ごうまなみ
県北振興局	令和2年7月29日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ

2 本 庁

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
議会事務局	令和2年8月20日	濱本磨毅穂 砺山 和仁
監査事務局	令和2年8月20日	浅田ますみ ごうまなみ
出納局	令和2年8月20日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
人事委員会事務局	令和2年8月20日	砺山 和仁 ごうまなみ
労働委員会事務局	令和2年8月20日	砺山 和仁 ごうまなみ
福祉保健課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ
監査指導課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ
医療政策課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ
医療人材対策室	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ
薬務行政室	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ
国保・健康増進課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田ますみ ごうまなみ

長寿社会課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
障害福祉課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
原爆被爆者援護課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
こども未来課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
こども家庭課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
地域づくり推進課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
市町村課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
土地対策室	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
交通政策課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
新幹線対策課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
県庁舎跡地活用室	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
政策調整課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
政策企画課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
I R 推進課	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
次世代情報化推進室	令和2年8月21日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
警察本部	令和2年8月24日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
漁政課	令和2年8月24日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
漁業振興課	令和2年8月24日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
漁業取締室	令和2年8月24日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
水産経営課	令和2年8月24日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
水産加工流通課	令和2年8月24日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
漁港漁場課	令和2年8月24日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
危機管理課	令和2年8月24日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
消防保安室	令和2年8月24日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ

農政課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
農山村対策室	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
団体検査指導室	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
農業経営課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
農地利活用推進室	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
農産園芸課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
農産加工流通課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
畜産課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
農村整備課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
諫早湾干拓課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
林政課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
森林整備室	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
総務課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
福利厚生室	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
教育環境整備課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
教職員課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
義務教育課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
高校教育課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
特別支援教育課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
児童生徒支援課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
生涯学習課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
学芸文化課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
体育保健課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
産業政策課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
企業振興課	令和2年8月25日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ

新産業創造課	令和2年8月25日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
経営支援課	令和2年8月25日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
若者定着課	令和2年8月25日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
雇用労働政策課	令和2年8月25日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
県民生活環境課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
男女参画・女性活躍推進室	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
人権・同和対策課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
交通・地域安全課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
統計課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
生活衛生課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
食品安全・消費生活課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
地域環境課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
水環境対策課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
資源循環推進課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
自然環境課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
総務文書課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
県民センター	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
学事振興課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
秘書課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
広報課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
人事課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
新行政推進室	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
職員厚生課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
財政課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
管財課	令和2年8月27日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ

税務課	令和2年8月27日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
債権管理室	令和2年8月27日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
情報システム課	令和2年8月27日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
総務事務センター	令和2年8月27日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
監理課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
建設企画課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
新幹線事業対策室	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
都市政策課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
道路建設課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
道路維持課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
港湾課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
河川課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
砂防課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
建築課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
営繕課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
住宅課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
用地課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
文化振興課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
世界遺産課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
観光振興課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
国際観光振興室	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
物産ブランド推進課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
国際課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
スポーツ振興課	令和2年8月28日	瀨本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ

令和2年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

第1 監査の概要

令和元年度における長崎県公営企業会計（2会計）に対する財務監査（定期監査）を、長崎県監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

(1) 監査の対象

令和元年度 長崎県交通事業会計

令和元年度 長崎県港湾整備事業会計

(2) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査した。

第2 監査の結果

1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図らねたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

○令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果

（単位：件）

区 分	交 通 事 業 会 計	港湾整備事業会計	計
指摘事項	1	5	6
指導事項	3	1	4
意 見	2	3	5
計	6	9	15

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

2 指摘事項及び意見

(1) 交通事業会計（交通局）

○指摘事項

ア 破産更生債権等について

決算時において未収金計上後6月以上経過し、回収に注意を要する破産更生債権等の当年度末の額は、60,420千円と前年度末の60,395千円から25千円増加しているが、同債権にかかる債務者の6月以上経過していない未収金を加えた額で比較すると60,913千円となり、前年度末の61,040千円から127千円減少している。

破産更正債権等に分類され、さらなる未収金の発生が懸念される債務者の債権については、一定期間の経過の有無に拘わらず、直ちに破産更正債権等として整理した方が、より実態を反映したものになると思われるため、分類基準について見直しを検討されたい。

また、新たな未収金の発生を防止するとともに、必要に応じ速やかな法的措置を講じるなど、適正な債権管理に努めること。

○意見

ア 経営状況について

当年度の営業損益及び経常損益については、いずれも損失が生じ、営業損益で1,588万円、経常損益で637万円、前年度より収支が悪化している。

収支が悪化した要因は、軽油費の減などにより営業費用は減少したものの、それ以上に令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による運輸収入の減のため、営業収益が減少したことによるものである。

当年度の事業収支については、純損失が2億7,056万円で、前年度より484万円悪化している。

また、流動比率は82.1%となっており、前年度より21.0ポイント悪化している。

少子高齢化による人口減少やその他交通事業を取り巻く厳しい課題に加え、新型コロナウイルス感染症のように経営に影響を及ぼす新たな環境変化も見られることから、令和2年度から新設された経営戦略室を中心として経営計画の見直しを行うなど、さらなる収支の改善に努める必要がある。

イ 事故発生の防止について

令和元年度は、交通違反に起因する人身事故や、不注意による追突事故など、輸送の安全性の確保をゆるがす大きな事故が発生し、結果として、事故処理費用支出が増加している。これは、翌年度保険料契約の増額にも繋がることから、経営に与える影響も看過できない。

交通局としても乗務員等への安全教育等を計画的に実施されているとのことではあるが、公共交通機関として輸送の安全性の確保は重要であるため、今後とも事故発生防止に向けて、研修内容の見直し、職員の意識啓発などのさらなる対応策を講じ、安全運行に努める必要がある。

(2) 港湾整備事業会計（長崎港湾漁港事務所）

○指摘事項

ア ヤギ・羊による除草の効果検証について

前年度及び当年度、福田神ノ島地区の未売却地の除草を行うに当たり、ヤギ・羊による除草を行った場合の「効率性や経済性について効果の検証を行って、今後の県有地管理の一手段として導入していただけるかを検討する」ことを目的として、NPO法人と委託契約を締結している。

当年度の同委託契約（契約期間：令和元年5月15日～11月8日）の終了後の令和2年3月には、長崎港湾漁港事務所において、前年度及び当年度に実施したヤギ・羊による除草等業務委託にかかる効果検証をとりまとめている。

しかし、委託期間終了後、当事務所が行った検証結果のとりまとめが令和2年3月下旬と遅れたこともあり、検証で効果的とした2月末からのヤギ・羊の放牧開始が実施できず、また、費用対効果の分析では、ヤギ・羊による除草のための条件整備に係る費用を含めていないなどの的確な分析がなされているとは認め難い。

改めて前提となる管理目標や条件、費用等を再整理して検証内容を見直し、とりまとめを行うこと。

イ 土地の貸付について

漁協に使用料を免除して貸し付けている毛井首地区の土地について、同土地の地先の物揚場等の港湾施設が袋地になっており、当該港湾施設を利用する上で支障となりかねない。このため、会計閉鎖後も含め、今後引き続き貸付を継続する場合は、通行可能なスペースを確保できるよう条件を付すなど、当該港湾施設の利用に支障が出ないような方策を講じること。

ウ 工事監督支援業務委託について

(1) 長崎港公営企業港湾整備工事に係る工事監督支援業務委託について、当初設計時の対象工事が、箇所数（15箇所→5箇所）、金額（7.5億円→1.1億円）とも大幅に減少したにもかかわらず、当該支援業務に係る業務量は変わらないとして、対象工事の減少による減額の検討は行っていない。

長崎港湾漁港事務所によると、各工事に係る支援業務の一部を限定して受託者に行わせ、残りの業務は事務所職員で行うこととしていたが、対象工事の減少に伴い、変更後の全工事で支援業務の

対象となる全ての業務を行わせることで、業務量の減少はないとしている。

しかし、実際の発注では、仕様で業務の内容を限定しておらず、受託者は当初設計時の対象工事
で当該支援業務に係る全ての業務を行う前提で落札しているため、この契約において対象工事の減
少は、そのまま業務量の減少に繋がると認められる。

業務を外部に委託する場合は、発注する段階で契約内容を明確にして仕様を定めるとともに、契
約内容に変更が生じたときは変更契約等の手続きを適切に行うこと。

また、工事監督支援業務の実施に当たっては、外部委託だけでなく、新たに職員を配置する方
法も含めて、経済性を念頭に置いた検討を行うこと。

- (2) 当該支援業務の対象工事の「長崎港神ノ島地区整備工事（園路土工）」について、その工事費の
一部が資本的支出として福田神ノ島地区土地に計上されているにもかかわらず、当該支援業務は職
員を補助する役務の提供であるとして委託料を人件費（事務費）と整理したため、その全額を収益
的支出として計上している。

しかし、工事監督支援業務の委託料は、工事に伴って生じた請負業務に係る経費であり、委託料
のうち資本的支出に該当する工事に付随して生じた業務分は、資本的支出に係る経費として適切に
計上する必要がある。

適正な会計処理を行うこと。

エ 国有資産等所在市町村交付金について

沖平地区の未売却地のうち、国立研究開発法人水産研究・教育機構に貸付を行っている土地につ
いては、貸付契約が年度更新であることを理由に国有資産等所在市町村交付金の算定対象に含めてい
ない。

しかし、短期間の貸付であっても、貸付契約の更新の結果、長期間にわたって特定の区画を特定
の者が使用している状態となっている場合は算定対象となることから、上記の土地を算定対象に含め
て、同交付金の交付額を適正に算定すること。

○意 見

ア 経営状況について

当年度の事業収支は、純損失が1億2,633万円となっており、その結果、累積欠損金は23億3,760万
円に増加している。

当年度は、福田神ノ島地区の土壌汚染対策に係る地質調査等により測量調査費が前年度に比べ1億
1,744万円増加した一方で、土地売却益が前年度に比べ1億67万円増加し、また、たな卸資産の時価
評価などによる資産減耗費が前年度に比べ9,699万円減少したことなどから、単年度収支は改善して
いる。

また、累積欠損金が多額となっているが、自己資本金が83億6,394万円と大きく、累積欠損金を加
味した資本合計額は65億5,344万円であり、預金も25億988万円を有していることから、経営に支障は
ない。

当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる状況
にある。

当会計は令和2年度末に閉鎖されることとなっており、過去に投下した資金を回収する観点から
も、積極的に土地売却を推進すべきである。

貸借対照表（令和2年3月31日現在）

（単位：千円）

区 分		金 額	区 分		金 額
資 産 の 部	固定資産	1,860,202	負 債 の 部	固定負債	59,630
	有形固定資産	1,859,620		保証金	59,630
	土地	1,813,443		修繕引当金	0
	建物	45,386		流動負債	147,499
	その他	791		未収金	143,843
	無形固定資産	582		賞与引当金	3,599
	投資	0		その他	56
	有価証券	0		繰延収益	276

未収金	0	資 本 の 部	長期前受金	369
貸倒引当金	0		収益化累計額	△ 93
土地造成	2, 331, 080		負債合計	207, 405
完成土地	2, 331, 080		資本金	8, 363, 940
流動資産	2, 569, 565		自己資本金	8, 363, 940
預金	2, 509, 879		剰余金	△ 1, 810, 497
未収金	56		資本剰余金	527, 104
貸倒引当金	0		利益剰余金	△ 2, 337, 602
その他	59, 630		資本合計	6, 553, 442
資産合計	6, 760, 847		負債・資本合計	6, 760, 847

(注) 表示単位未満の四捨五入処理により、合計が一致しない場合がある。

イ 土地売却について

当会計における分譲用の造成土地の売却実績は、当年度においては5件、15,636㎡であり、前年度より676㎡減少しており、当年度の売却目標(20,000㎡)も達成していない。

この結果、当年度末の長期貸付土地を除く未売却地はまだ17.2haあり、そのほとんどは福田神ノ島地区に残っている。

当年度の売却促進の取組としては、福田神ノ島地区において、販売単価の見直しや土地購入者の土壌汚染対策に係る負担軽減のための地質調査の実施、土壌汚染対策に要する費用を補助する制度の創設などにより売却条件の向上を図っている。このほか、引き合いがあった企業との継続的な情報交換、県や長崎市の企業誘致所管部局と連携しながらの営業活動などを行いながら売却促進に努めているところであるが、関係部局等とのより一層の連携を図りながら、令和2年度末の当会計閉鎖に向けて、さらなる売却促進に注力すべきである。

ウ 非売却地の移管について

会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務については、「会計閉鎖対策検討会議」において、非売却地を長崎市へ移管できるもの、県内部へ移管するもの、隣接の民間への売却等を行っていくものなど5区分に分類して、市への移管や隣接者への売却等の交渉を行っている。

当年度の実績は、受入内諾を得た土地はあるものの移管実績はなく、民間への売却が3件(926㎡)となっている。

令和2年度末の当会計閉鎖に向けて、非売却地の移管推進業務を着実に進めていくべきである。
非売却地移管の進捗状況(令和2年3月末時点)

区 分	令和元年7月の分類	うち受入内諾等 (注1)
	(上段 : 箇所数) (下段 : 面積(㎡))	(上段 : 箇所数) (下段 : 面積(㎡))
① 長崎市が条件付きで移管受入可能としており、条件整備(補修工事、分筆測量等)を行っていくもの	1	1
	107	107
② 長崎市が条件付きで移管受入可能としているが、条件整備(境界確定、不法占用物件撤去等)が困難なもの	11	6 (4)
	15, 744	8, 032
③ 長崎市が現況等から移管受入困難としているもの	62	9 (7)
	330, 223	18, 193
④ 港湾施設等として県内部へ移管するもの	13	13
	37, 261	37, 261
⑤ 隣接の民間へ売却等を行っていくもの	31	(注2) 5 (2)
	223, 085	957

合計	118	34 (13)
	606,420	64,550

(注1) 括弧内は、内数で一部受入内諾等の箇所数を示している。

(注2) 売却済みの3件(926㎡)を含む。

3 指導事項

(単位：件)

項 目	交通事業会計	港湾整備事業会計	計
財産管理関係	1	1	2
事務処理関係	2	0	2
会計処理関係	0	0	0
計	3	1	4

(別 紙)

○令和2年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監 査 対 象 機 関	予 備 監 査 年 月 日	委 員 監 査 年 月 日	監 査 委 員 氏 名
長 崎 県 交 通 事 業 会 計 交 通 局	令和2年5月25日 ～ 令和2年5月26日	令和2年7月14日	濱 本 磨 毅 穂 砺 山 和 仁 浅 田 ますみ ご う まなみ
長 崎 県 港 湾 整 備 事 業 会 計 長 崎 港 湾 漁 港 事 務 所	令和2年5月19日 ～ 令和2年5月20日	令和2年7月14日	濱 本 磨 毅 穂 砺 山 和 仁 浅 田 ますみ ご う まなみ

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通(八二四)
二一一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クブリ
宏ン
弥ト